

那覇市立小学校及び中学校
保護者の皆様

那覇市教育委員会
教育長 田端 一正
(公印省略)

令和2年度における那覇市の学校給食費について（通知）

平素より学校給食にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

学校の臨時休業から再開後における給食費につきましては、下記のとおり取り扱いいたします。

保護者の皆様方へ、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 月ごとの支払額

(1) 4月、5月分 臨時休業があった月の給食費は、単価×各学校の給食実施回数とします。

4月：1回であれば単価額の支払：小学生247円、中学生275円 ※0回であれば0円

5月：7回（5月21～29日（23、24日は除く））であれば

小学生：247円×7回＝1,729円 中学生：275円×7回＝1,925円

(2) 6～3月分（6、7、8、9、10、11、12、1、2、3月の10ヶ月分）

小学生：月額4,500円 10ヶ月分45,000円

中学生：月額5,000円 10ヶ月分50,000円

※10ヵ月の給食提供回数を最大187回見込みとしており、単価で計算しますと

小学生247円×187回＝46,189円 中学生275円×187回＝51,425円

となりますが、上記の月額で徴収いたします。

2 支払方法

口座引き落としを原則とし、6月より口座引き落としを行います。

※口座引き落としに係る事務作業は各学校で行い、6月に4、5、6月分をまとめて引き落とします（学校により異なる場合があります）。

3 令和2年3月分の還付

令和2年3月の臨時休業時の給食費の還付（9日分）がある場合、6月分給食費にて調整いたします。

調整がある場合：小学生：4,500円 - 2,223円＝2,277円（6月分としての請求額）

中学生：5,000円 - 2,475円＝2,525円（6月分としての請求額）

※個別に確認したい事柄がある場合は、各学校にお問い合わせください。

4 その他

学校において、上記の対応と異なる場合がありますので、各学校からの連絡もご確認くださいませよう、お願いいたします。